

これから建築物を除却される施工業者のみなさんへ

建築物除却届（第41号様式）について（記入要領）

建替えを伴わない除却工事を行なう場合で、かつ建築物の除却工事部分が10㎡を超える場合は、建築基準法第15条第1項の規定に基づき、建築物除却届（第41号様式）を届出することとなっています。

なお、建替えを伴う除却工事の場合は、建築確認申請の際に添付する建築工事届（第四面）に記入してください。

第四十一号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による
建築物除却届
(第一面)

大阪府知事 様

平成 年 月 日

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

除却工事を施工される者について、会社名等を記入してください。

※受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 除却場所】

【2. 除却予定年月日】 平成 年 月 日

【3. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ()
(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 ()

【4. 除却原因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他

【5. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他

【6. 建築物の数】

【7. 住宅の戸数】 戸

【8. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅

【9. 建築物の床面積の合計】 ㎡

【10. 建築物の評価額】 千円

用途	コード番号
居住専用建築物	01
居住産業併用建築物	02
産業専用建築物	03
倉庫	04
事務所	05
店舗	06
飲食店	07
娯楽施設	08
学校	09
病院	10
公共施設	11
その他	99

主要用途欄には、この表の該当するコード番号を記入する

- 【除却場所】 ⇒ 除却する建築物が所在する地名地番を記入する。
- 【除却予定年月日】 ⇒ 建築物の除却工事を開始する年月日を記入する。
- 【主要用途】 ⇒ 除却する建築物がどのような産業等に使用されていたか、コード番号表に基づいてコード番号を記入する。
※ 住宅の場合は「01」、住宅に付属する建築物（倉庫車庫など）は「02」と記入する。
※ 小売業用の倉庫の場合は「28」、保育所であれば「35」を記入する。
- 【除却原因】 ⇒ 該当する項目に○をつける。
- 【構造種別】 ⇒ 該当する項目に○をつける。
- 【建築物の数】 ⇒ 今回除却する建築物で、除却する床面積の合計が10㎡を超える建築物の棟数を記入する。
- 【住宅の戸数】 ⇒ 除却する建築物が住宅の場合で、当該除却工事により居住が不可能となる戸数を記入する。
※ 除却する住宅が複数棟ある場合は、その棟のすべての戸数を記入する。
※ 共同住宅・長屋建て住宅の場合の戸数は必ず2戸以上となる。
- 【住宅の利用関係】 ⇒ 除却する建築物が住宅の場合に記入する。
※ 除却する住宅がどのような利用関係にあったかによって、該当するものに○をつける。
- 【建築物の床面積の合計】 ⇒ 除却する床面積の合計が10㎡を超える建築物すべての床面積の合計を記入する。
- 【建築物の評価額】 ⇒ 除却する建築物の時価を記入する。当該建築物の購入価格や固定資産税の評価額ではありません。

◎ 提出の際は、特に図面の提出は必要ありません。建築物除却届を1部提出してください。
◎ 本届出に関する問い合わせは、大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課指導調整グループへお願いします。
TEL (大阪府庁代表) 06-6941-0351 内線4325